

10月より公的年金からの個人住民税の特別徴収制度が始まります

地方税法の改正により、これまで納付書や口座振替で納付（普通徴収）していた公的年金等の所得に係る個人住民税（町県民税）が、平成21年10月に給付される老齢基礎年金等の公的年金から特別徴収（天引き）されることとなります。

◆特別徴収の対象となる方

個人住民税の納税義務者のうち、平成21年4月1日時点で65歳以上（昭和19年4月2日以前生まれ）の公的年金等を受給されている方で、かつ、当該年度の初日（4月1日）に老齢基礎年金等の公的年金の給付を受けている方

ただし、次の場合等は特別徴収の対象となりません。

- ・当該年度の老齢基礎年金等の給付額が18万円未満の場合
- ・当該市町村の行う介護保険の特別徴収対象被保険者でない場合
- ・当該年度の特別徴収額が、所得税、介護保険料、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を控除した後の老齢基礎年金等の給付額を超える場合

◆特別徴収の対象となる税額

公的年金等（厚生年金、共済年金、企業年金等含む）の所得に係る個人住民税の所得割額および均等割額
※給与所得など公的年金等以外の所得に係る個人住民税の所得割額は別に徴収されます。

◆特別徴収の対象となる年金

老齢または退職を支給事由とする年金から特別徴収されます（老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金等）。

※障害年金や遺族年金は対象となりません。

◆徴収方法

特別徴収の初年度と次年度では、次のとおり徴収方法が異なります。

開始年度（平成21年度）

年 度	普通徴収（納税者自身で納付）		特別徴収（年金からの天引き）		
	前 半		後 半		
徴収時期	1期(6月)	2期(9月)	10月	12月	2月
税 額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

◆年度前半においては、年税額の1/4ずつを1期（6月）・2期（9月）に納付書や口座振替で納付します。

◆年度後半においては、年税額から年度前半分を差し引いた額（年税額の1/6ずつ）を10月・12月・2月の老齢基礎年金等の給付分から特別徴収します。

次年度（平成22年度）以降

年 度	特別徴収（年金からの天引き）					
	仮徴収			本徴収		
	前 半			後 半		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度後半の額の1/3	前年度後半の額の1/3	前年度後半の額の1/3	年税額から年度前半（仮徴収）分を差し引いた額の1/3	年税額から年度前半（仮徴収）分を差し引いた額の1/3	年税額から年度前半（仮徴収）分を差し引いた額の1/3

◆4月・6月・8月（仮徴収）においては、前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3ずつを老齢基礎年金等の給付分から特別徴収します。

◆10月・12月・2月（本徴収）においては、年税額から仮徴収分を差し引いた額の1/3ずつを老齢基礎年金等の給付分から特別徴収します。

平成21年度以降の住民税の徴収例

年金収入のみで、平成21年度および平成22年度の年税額がともに60,000円の場合

平成21年度（開始年度）

徴収時期	普通徴収		特別徴収		
	1期(6月)	2期(9月)	10月	12月	2月
税 額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

平成22年度（次年度）以降

徴収時期	特別徴収（年金からの天引き）					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

◆注意

- ・徴収方法が変更となるだけであり、年税額が増えることはありません。
- ・本人の希望で納付書や口座振替（普通徴収）による納付方法を選択することは認められていません。